

特許法施行令及び特許法等関係手数料令の一部を改正する政令参照条文

(参照条文一覧)

○特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（抄）	1
○特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）（抄）	4
○実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）（抄）	7
○実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）（抄）	7
○意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）（抄）	7
○意匠法施行令（昭和三十五年政令第十八号）（抄）	7
○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（昭和五十三年政令第二百九十一号）（抄）	7
○特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）（抄）	8
○一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）	10
○所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）	10
○法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）	11

。特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（抄）

（職務発明）

第三十五条 使用者、法人、国又は地方公共団体（以下「使用者等」という。）は、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員（以下「従業者等」という。）がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明（以下「職務発明」という。）について特許を受けたとき、又は職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときは、その特許権について通常実施権を有する。

2）5（略）

（特許出願）

第三十六条（略）

2 願書には、明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書を添付しなければならない。

3 前項の明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二（略）

三 発明の詳細な説明

4 前項第三号の発明の詳細な説明の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。

一（略）

二 その発明に関連する文献公知発明（第二十九条第一項第三号に掲げる発明をいう。以下この号において同じ。）のうち、特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在を記載したものであること。

5）7（略）

（先願）

第三十九条（略）

2 同一の発明について同日に二以上の特許出願があつたときは、特許出願人の協議により定めたとの特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その発明について特許を受けることができない。

3（略）

4 特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案とが同一である場合（第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願（第四十四条第二項（第四十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により当該特許出願の時にしたものとみなされるものを含む。）に係る発明とその実用新案登録に係る考案とが同一である場合を除く。）において、その特許出願及び実用新案登録出願が同日にされたものであるときは、出願人の協議により定めたとの特許又は実用新案登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、特許出願人は、その発明について特許を受けることができない。

5・6（略）

7 特許庁長官は、第二項又は第四項の場合は、相当の期間を指定して、第二項又は第四項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を

出願人に命じなければならない。

8 (略)

(審査官による審査)

第四十七条 特許庁長官は、審査官に特許出願を審査させなければならない。

2 審査官の資格は、政令で定める。

(特許出願の審査)

第四十八条の二 特許出願の審査は、その特許出願についての出願審査の請求をまつて行なう。

(文献公知発明に係る情報の記載についての通知)

第四十八条の七 審査官は、特許出願が第三十六条第四項第二号に規定する要件を満たしていないと認めるときは、特許出願人に対し、その旨を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えることができる。

(拒絶理由の通知)

第五十条 審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、第十七条の二第一項第一号又は第三号に掲げる場合(同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶の理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限る。)において、第五十三条第一項の規定による却下の決定をするときは、この限りでない。

(査定の方式)

第五十二条 査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

2 特許庁長官は、査定があつたときは、査定の謄本を特許出願人に送達しなければならない。

(特許料)

第一百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間(同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの)の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分		金	額
第一年から第三年まで		毎年二千六百円に一請求項につき二百円を加えた額	
第四年から第六年まで		毎年八千四百円に一請求項につき六百円を加えた額	
第七年から第九年まで		毎年二万四千三百円に一請求項につき千九百円を加えた額	
第十年から第二十五年まで		毎年八万二千二百円に一請求項につき六千四百円を加えた額	

2 5 (略)

(特許料の減免又は猶予)

第二百九条 特許庁長官は、次に掲げる者であつて資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、第一百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

四	第百八十四条の二十第一項の規定により申出をする者	一件につき一万六千円
五	特許権の存続期間の延長登録の出願をする者	一件につき七万四千円
六	出願審査の請求をする者	一件につき十六万八千六百円に一請求項につき四千円を加えた額
七	誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者	一件につき一万九千円
八	第七十一条第一項の規定により判定を求める者	一件につき四万円
九	裁定を請求する者	一件につき五万五千円
十	裁定の取消しを請求する者	一件につき二万七千五百円
十一	審判又は再審（次号に掲げるものを除く。）を請求する者	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額
十二	特許権の存続期間の延長登録の拒絶査定若しくは無効に係る審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審を請求する者	一件につき五万五千円
十三	明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の請求をする者（その訂正の請求をすることにより、第百三十四条の三第四項の規定に基づき訂正審判の請求が取り下げられたものとみなされる場合を除く。）	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額
十四	審判又は再審への参加を申請する者	一件につき五万五千円

○特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）（抄）

第三章 審査官、審判官及び審判書記官の資格

（審査官の資格）

第十二条 審査官の資格を有する者は、職務の級が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イ行政職俸給表（一）（以下単に「行政職俸給表（一）」という。）による二級以上の者又は同項第二号専門行政職俸給表（以下単に「専門行政職俸給表」という。）若しくは同項第十号指定職俸給表（以下単に「指定職俸給表」という。）の適用を受ける者であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、独立行政法人工業所有権情報・研修館における所定の研修課程を修了したものである。

- 一 四年以上特許庁において審査の事務に従事した者
- 二 産業行政又は科学技術に関する事務（研究を含み、以下「産業行政等の事務」という。）に通算して六年以上従事した者であつて、うち二年以上特許庁において審査の事務に従事したもの
- 三 産業行政等の事務に通算して八年以上従事した者であつて、前二号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められるもの

(審判官の資格)

第十三条 審判官の資格を有する者は、職務の級が行政職俸給表(一)による四級以上若しくは専門行政職俸給表による三級以上の者又は指定職俸給表の適用を受ける者であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、独立行政法人工業所有権情報・研修館における所定の研修課程を修了したものとすること。

- 一 五年以上特許庁において審査官の職にあつた者
- 二 産業行政等の事務に通算して十年以上従事した者であつて、うち三年以上特許庁において審査の事務に従事したもの
- 三 産業行政等の事務に通算して十二年以上従事した者であつて、前二号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められるものの

(審判書記官の資格)

第十三条の二 審判書記官の資格を有する者は、職務の級が行政職俸給表(一)による三級以上の者であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、独立行政法人工業所有権情報・研修館における所定の研修課程を修了したものとすること。

- 一 通算して五年以上特許庁において工業所有権に関する事務に従事した者
- 二 審判の手續に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められる者

第五章 特許料の減免等
(資力に乏しい者)

第十四条 特許法第九十九条の政令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 特許法第九十九条第一号に掲げる者にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、次のいずれかに該当すること。
 - イ 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていること。
 - ロ 市町村民税(特別区民税を含む。次条第二項第二号において同じ。)が課されていないこと(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第五号に規定する非居住者(以下「非居住者」という。)にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定めるところに満たないこと)。
 - ハ 所得税が課されていないこと(非居住者にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと)。
- 二 特許法第九十九条第二号に掲げる者にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、イから二まで(個人にあつてはロ及びハ、法人でその設立の日の属する事業年度の確定申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。))又は連結確定申告書(法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書をいう。)を提出すべき期限が到来していないものにあつてはイ、ロ及びハのいずれにも該当すること。
- イ 資本金の額又は出資の総額(資本金又は出資を有しない法人にあつては、経済産業省令で定める額)が三億円以下の法人であること。

ロ 設立の日(合併により設立された法人にあつてはその合併により消滅した法人の設立の日のうち最も早い日、個人にあつてはその事業を開始した日)以後十年を経過していないこと。

ハ 法人税(所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者(次条第三項第二号において「居住者」という。))にあつては、事業

税)が課されていないこと(非居住者にあつては経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと、所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人(次条第三項において「外国法人」という。)にあつては経済産業省令で定めるところにより算定した所得がないこと。)

二 イから八までに該当する法人に対し、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を単独で所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして経済産業省令で定める関係を持つている法人がないこと。

(減免又は猶予の申請)

第十五条 特許法第九十九条の規定による特許料の軽減若しくは免除又はその納付の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書の特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該特許出願の番号

三 特許法第九十九条第一号に掲げる者又は同条第二号に掲げる者の別

四 特許料の軽減若しくは免除又はその納付の猶予を必要とする理由

2 特許法第九十九条第一号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる場合についてそれぞれ当該各号に掲げる書面を添付しなければならない。

一 前条第一号イに該当することを理由とする場合 同号イに該当することを証明する書面

二 前条第一号ロに該当することを理由とする場合 市町村民税に係る納税証明書その他同号ロに該当することを証明する書面(非居住者にあつては、経済産業省令で定める書面)

三 前条第一号ハに該当することを理由とする場合 所得税に係る納税証明書その他同号ハに該当することを証明する書面(非居住者にあつては、経済産業省令で定める書面)

3 特許法第九十九条第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面その他経済産業省令で定める書面を添付しなければならない。

一 定款又は法人の登記事項証明書(資本金又は出資を有しない法人にあつては定款、寄附行為又は法人の登記事項証明書及び前事業年度末の貸借対照表、外国法人又は個人にあつては経済産業省令で定める書面)

二 法人税として納付した税額又は納付すべきことが確定した税額を証する書面(居住者にあつては事業税として納付した税額を証する書面、非居住者又は外国法人にあつては経済産業省令で定める書面)

三 申請に係る発明が特許法第三十五条第一項の従業者等がした職務発明であることを証明する書面

四 申請に係る発明についてあらかじめ特許法第三十五条第一項の使用等の特許を受ける権利を承継させることが定められた契約、勤務規則その他の定め(特許料の免除又は猶予)

(特許料の免除又は猶予)

第十五条の二 (略)

2 特許庁長官は、第十四条第一号ハに掲げる要件に該当する者(同号イ又はロに掲げる要件に該当する者を除く。)又は同条第二号

に掲げる要件に該当する者が特許料を納付することが困難であると認めるときは、特許法第一百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料の納付を猶予することができる。

（猶予の期間）

第十六条 前条第二項の規定により特許料の納付を猶予することができる期間は、特許料を納付すべき期間の経過の日から三年以内とする。

○実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）

（実用新案技術評価の請求）

第十二条 （略）

2・4 （略）

5 特許法第四十七条第二項の規定は、実用新案技術評価書の作成に準用する。

6・7 （略）

○実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）（抄）

（特許法施行令の準用）

第四条 （略）

2 特許法施行令第三章（審査官、審判官及び審判書記官の資格）の規定は、審査官、審判官及び審判書記官の資格に準用する。

3 （略）

○意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）

（特許法の準用）

第十九条 特許法第四十七条第二項（審査官の資格）、第四十八条（審査官の除斥）、第五十条（拒絶理由の通知）、第五十二条（査定的方式）、及び第五十四条（訴訟との関係）の規定は、意匠登録出願の審査に準用する。

○意匠法施行令（昭和三十五年政令第十八号）（抄）

1 （略）

2 特許法施行令第三章（審査官、審判官及び審判書記官の資格）の規定は、審査官、審判官及び審判書記官の資格に準用する。

3 （略）

○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（昭和五十三年政令第二百九十一号）（抄）

（審査官の資格）

第四条 特許法施行令第十二条の規定は、国際調査及び国際予備審査に係る審査官の資格に準用する。

。特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）（抄）

（特許法関係手数料）

第一条（略）

2 特許法第百九十五条第二項（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三の規定により手数料の軽減を受ける場合を含む。）の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

納付しなければならない者		金	額
一（五）（略）	出願審査の請求をする者	一件につき十六万八千六百円に一請求項につき四千円を加えた額（特許庁が千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「条約」という。）第十八条（一）に規定する国際調査報告（以下「国際調査報告」という。）を作成した国際特許出願にあつては一件につき十万千二百円に一請求項につき二千四百円を加えた額、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三に規定する特定登録調査機関が交付する同法第三十九条の二の調査報告（以下「調査報告」という。）を提示して出願審査の請求をした特許出願であつて特許庁が国際調査報告を作成しなかつたものにあつては一件につき十三万四千九百円に一請求項につき三千二百円を加えた額、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査報告を作成した国際特許出願であつて調査報告を提示しないで出願審査の請求をしたものにあつては一件につき十五万七千七百円に一請求項につき三千六百円を加えた額）	
七（十四）（略）			

3（略）

4 特許法第百九十五条第九項の政令で定める額は、同条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料の金額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（資力に乏しい者）

第一条の二 特許法第百九十五条の二の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 特許法第百九十五条の二第一号に掲げる者にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、次のいずれかに該当すること。

イ 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていること。

ロ 市町村民税（特別区民税を含む。次条第二項第二号において同じ。）が課されていないこと（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号に規定する非居住者（以下「非居住者」という。）にあつては、経済産業省令で定めるところによ

り算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと。）。
ハ 所得税が課されていないこと（非居住者にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと。）。

二 特許法第百九十五条の二第二号に掲げる者にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、イからニまで（個人にあつてはロ及びハ、法人でその設立の日の属する事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）又は連結確定申告書（法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書をいう。）を提出すべき期限が到来していないものにあつてはイ、ロ及びニ）のいずれにも該当すること。

イ 資本金の額又は出資の総額（資本又は出資を有しない法人にあつては、経済産業省令で定める額）が三億円以下の法人であること。

ロ 設立の日（合併により設立された法人にあつてはその合併により消滅した法人の設立の日のうち最も早い日、個人にあつてはその事業を開始した日）以後十年を経過していないこと。

ハ 法人税（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者（次条第三項第二号において「居住者」という。）にあつては、事業税）が課されていないこと（非居住者にあつては経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと、所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人（次条第三項において「外国法人」という。）にあつては経済産業省令で定めるところにより算定した所得がないこと。）。

ニ イからハまでに該当する法人に対し、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を単独で所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして経済産業省令で定める関係を持つている法人がないこと。

（減免の申請）

第一条の三 特許法第百九十五条の二の規定による出願審査の請求の手数料の軽減又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該特許出願の表示

三 特許法第百九十五条の二第一号に掲げる者又は同条第二号に掲げる者の別

四 出願審査の請求の手数料の軽減又は免除を必要とする理由

2 特許法第百九十五条の二第一号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる場合についてそれぞれ当該各号に掲げる書面を添付しなければならない。

一 前条第一号イに該当することを理由とする場合 同号イに該当することを証明する書面

二 前条第一号ロに該当することを理由とする場合 市町村民税に係る納税証明書その他同号ロに該当することを証明する書面（非居住者にあつては、経済産業省令で定める書面）

三 前条第一号ハに該当することを理由とする場合 所得税に係る納税証明書その他同号ハに該当することを証明する書面（非居住者にあつては、経済産業省令で定める書面）

3 特許法第九十五条の二第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面その他経済産業省令で定める書面を添付しなければならない。

一 定款又は法人の登記事項証明書（資本金又は出資を有しない法人にあつては定款、寄附行為又は法人の登記事項証明書及び前事業年度末の貸借対照表、外国法人又は個人にあつては経済産業省令で定める書面）

二 法人税として納付した税額又は納付すべきことが確定した税額を証する書面（居住者にあつては事業税として納付した税額を証する書面、非居住者又は外国法人にあつては経済産業省令で定める書面）

三 申請に係る発明が特許法第三十五条第一項の従業者等がした職務発明であることを証明する書面

四 申請に係る発明についてあらかじめ特許法第三十五条第一項の使用人等に特許を受ける権利を承継させることが定められた契約、勤務規則その他の定め（の写し）

（出願審査の請求の手数料の減免）

第一条の四（略）

2 特許庁長官は、第一条の二第一号八に掲げる要件に該当する者（同号イ又はロに掲げる要件に該当する者を除く。）又は同条第二号に掲げる要件に該当する者が出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、第一条第二項の表第六号の規定により計算される出願審査の請求の手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減することができる。

附則

1 } 3 （略）

○一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）

第六条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

一 行政職俸給表（別表第一）

イ 行政職俸給表（一）

ロ 行政職俸給表（二）

二 専門行政職俸給表（別表第二）

三 九（略）

十 指定職俸給表（別表第十）

2・3 （略）

○所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

三 居住者 国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人をいう。

四 (略)

五 非居住者 居住者以外の個人をいう。

六 (略)

七 外国法人 内国法人以外の法人をいう。

八 四十八 (略)

。法人税法(昭和四十年法律第三十四号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三十 (略)

三十一 確定申告書 第七十四条第一項(確定申告)(第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。)(の規定による申告書)当該申告書に係る期限後申告書を含む。をいう。

三十一の二 (略)

三十一の三 連結確定申告書 第八十一条の二十二第一項(連結確定申告)の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。をいう。

三十一の四 四十八 (略)